

各 位

会 社 名 株式会社プラネット  
 代表者名 代表取締役社長 玉生 弘昌  
 (JASDAQ コード 2391)  
 問合せ先 管理本部経営企画室長 滝山 重治  
 (TEL. 03-5962-0811)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 9 月 13 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 22 年 10 月 27 日開催予定の第 25 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、会社法第 2 条第 6 号に定める大会社には該当しておりませんが、大阪証券取引所の「JASDAQ等における企業行動規範に関する規則の特例」を遵守し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的に、監査役会を設置することとし、これに伴う規定の新設及び変更を行うものであります。
- (2) 社外取締役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に第 25 条（社外取締役の責任免除）の規定を新設するものであります。なお、定款一部変更議案を株主総会議案として提出することについては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に第 33 条（社外監査役の責任免除）の規定を新設するものであります。
- (4) 上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(機関)	(機関)
第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
1 取締役会	1 取締役会
2 監査役	2 監査役
3 会計監査人	3 <u>監査役会</u>
	4 <u>会計監査人</u>
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
<u>(社外取締役の責任免除)</u>	<u>(社外取締役の責任免除)</u>
(新設)	第 25 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役</p> <p>(監査役の員数) 第 25 条 当会社の監査役は、<u>3</u>名以内とする。</p> <p>第 26 条                   (条文省略)</p> <p>第 27 条</p> <p>(常勤の監査役) 第 28 条 監査役は、<u>互選</u>によって常勤の監査役を選定する。</p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u> (新設)</p> <p><u>(監査役会規程)</u> (新設)</p> <p>(監査役の報酬等) 第 29 条          (条文省略)</p> <p>(社外監査役の責任免除) (新設)</p>	<p><u>定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数) 第 26 条 当会社の監査役は、<u>5</u>名以内とする。</p> <p>第 27 条                   (現行どおり)</p> <p>第 28 条</p> <p>(常勤の監査役) 第 29 条 監査役会は、<u>その決議</u>によって常勤の監査役を選定する。</p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第 30 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、<u>会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u> 第 31 条 監査役会に関する事項は、<u>法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(監査役の報酬等) 第 32 条          (現行どおり)</p> <p>(社外監査役の責任免除) 第 33 条 当会社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第 <u>30</u> 条                  ( 条文省略 )</p> <p>第 <u>31</u> 条</p> <p>( 会計監査人の報酬等 )</p> <p>第 <u>32</u> 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が                  監査役の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第 <u>33</u> 条                  ( 条文省略 )</p> <p>第 <u>35</u> 条</p> <p>( 配当金等の除斥期間 )</p> <p style="text-align: center;">第 <u>36</u> 条       ( 条文省略 )</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第 <u>34</u> 条                  ( 現行どおり )</p> <p>第 <u>35</u> 条</p> <p>( 会計監査人の報酬等 )</p> <p>第 <u>36</u> 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監                  査役会<del>の</del>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第 <u>37</u> 条                  ( 現行どおり )</p> <p>第 <u>39</u> 条</p> <p>( 配当金の除斥期間 )</p> <p style="text-align: center;">第 <u>40</u> 条       ( 現行どおり )</p>

3. 日程

取 締 役 会 決 議     平成 22 年 9 月 13 日  
株 主 総 会 開 催 日   平成 22 年 10 月 27 日

以 上